管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 北河内府税事務所 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和元年５月28日 | 令和元年５月23日 | 令和元年５月27日 | 740円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪自動車税事務所 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和２年３月17日 | 令和２年３月17日 | 令和２年３月17日  （同じ日に二度入力） | 1,488円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

大阪府立江之子島文化芸術創造センターの事業運営等について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：府民文化部文化・スポーツ室文化課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪府立江之子島文化芸術創造センターについて  （1）概要  ア　設置目的  　　　 文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資することを目的とする。  イ　設立経緯  大阪府立江之子島文化芸術創造センター（以下「enoco」という。）は、平成20年度の財政再建プログラム（案）において、前身の府立現代美術センター及び美術品の収蔵のために借り上げていた府内の倉庫２か所を集約する方針が示され、（旧）大阪府工業奨励館附属工業会館（昭和13年建設）を用途変換して、従前の現代美術センターの機能にアーティスト等と府民との協働・活動機会の創出という機能を付加し、平成24年４月に開設した。  ウ　施設の管理運営  〇施設の管理運営について指定管理者制度を採用  〇指定期間：平成29年４月１日～令和４年３月31日（現在２期目）  　　　　　　　　（第１期：平成24年４月１日～平成29年３月31日）  　　　○収支決算の推移　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | | 収入計 | | 82,532,394 | 82,015,416 | 95,436,718 | |  | 指定管理委託料 | 63,021,000 | 61,771,000 | 62,342,946 | | 貸館収入 | 14,312,202 | 14,726,560 | 17,103,740 | | 事業収入等 | 5,199,192 | 5,517,856 | 15,990,032 | | 支出計 | | 85,366,828 | 82,427,981 | 95,637,381 | |  | 施設管理費 | 15,900,221 | 16,341,120 | 16,375,748 | | 水道光熱費 | 13,300,416 | 11,839,916 | 12,912,106 | | 人件費 | 35,887,171 | 33,950,798 | 33,558,320 | | 事業費 | 7,852,386 | 7,523,392 | 19,268,573 | | その他 | 12,426,634 | 12,772,755 | 13,522,634 |   エ　主な事業内容  　主な役割は、現代美術の振興、交流・活動場所の提供、協働・活動機会の創出を行っている。  　主な活動内容は以下のとおりとなっている。  　　・「大阪府20世紀美術コレクション」の活用・管理  　　・貸室事業（展示室、多目的ルーム等）  　 　　　　　展示・制作・作品販売、会議、講演会等  　　・文化関係機関等とのネットワーク構築  　　・担い手を育成する教育講座の実施（「enocoの学校」）  　　・自主事業  生涯学習の機会の提供  大阪府内の地方自治体や市民活動グループなどを対象に、アートやデザインなどが持つ創造力を活用した社会課題の解決手法等の周知・啓発  ２　大阪府20世紀美術コレクションについて  (1) 大阪府20世紀美術コレクションの概要  関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品をはじめ、1990年代に開催した「大阪トリエンナーレ」の受賞作品など、絵画や版画、彫刻、写真等約7,900点の美術作品を所蔵している。  なお、所蔵作品は「大阪府立現代美術センター（H23年度末廃止）」から引き継いだもので、平成13年度に「現代芸術文化センター（仮称）構想」が正式に廃止となって以降、作品の収集は行っていない。  　(2) 府が所蔵する美術作品（文化課データベースの数値を集計）  　　○コレクションテーマ別の内訳   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 美術作品の区分 | 分野別 | 点数 | | 世界の現代美術  大阪トリエンナーレ・コレクション | 絵画、版画、彫刻 | 324 | | 関西の現代美術コレクション | 絵画、絵画（素描）、版画、彫刻 | 4,475 | | 現代写真コレクション | 写真 | 1,558 | | サイエンスアート他 | 彫刻、ポスター、絵画 | 135 | | 現代美術センターコレクション | 絵画、版画、彫刻、ビデオ | 837 | | その他の大阪府所蔵作品  (工芸・書・絵画） | 工芸、書、絵画 | 556 | | 合計 | | 7,885 |   ○分野別の内訳   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 分野別 | 絵画 | 彫刻 | 版画 | 写真 | 陶磁器 | 書 | ポスター | 計 | | 点数 | 4,223 | 235 | 1,295 | 1,558 | 91 | 375 | 108 | 7,885 |     　　○取得方法別の内訳   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 取得方法 | 購入 | | | 寄贈 | 寄託 | 合計 | | 購入 | 受賞買上 | 小計 | | 点数 | 1,170 | 195 | 1,365 | 6,454 | 66 | 7,885 |   ※美術作品7,885点の受入時の評価総額は、4,561,604,433円。なお、評価総額は、美術作品を収集していた当時、概ね年１回開催されていた評価委員会（学識経験者等で構成）で作品ごとに決定された評価額の合計  ※府が購入及び受賞買上げした購入点数1,365点の購入総額は、976,702,480円    (3) 美術作品の活用状況等  　　ア 活用状況  　　　 美術品の管理・活用事業は、enocoの指定管理者が行っており、所蔵作品は enoco において開催する年数回の企画展示のほか、府庁舎・万博記念公園・モノレール駅舎等の公共空間への展示や病院・大学・ホテル等の民間施設において貸出展示及び小中学校等への出張展示（コレクションキャラバン）等を行っている。  ○主な活用内容（令和元年度実績）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 業務 | | 名称 | 活用点数 | | 府立江之子島文化芸術創造  センター（enoco）での展  示会等 | | 「おしゃべり美術館2019」、「ココロヲウツス」  （麥生田氏とのコラボ展） 「須田剋太展　抽象｜具象」、エントランス等での展示　等 | 145 | | enoco館外での外部展示等 | | 府本館、公館、咲洲庁舎、モノレール駅舎、  万博記念公園　「現代美術の森」 | 153 | | 外部貸出 | 長期 | 府立国際会議場、大阪アカデミア、府立大学理学系研究科等 | 125 | | 短期 | 大阪国際がんセンター、東大阪市民美術センター等 | 411 | | その他 | | コレクションキャラバン（５校実施）、対話型鑑賞会等 メディア（新聞、SNS等）掲載、ニュースレターへの掲載等 | 181 | | 計 | | | 1,015 |     イ　活用点数の推移  　　令和元年度の延べ活用点数は、1,015点、重複を除く活用点数は810点となっている。  作品活用に係る目標値は、府と指定管理者との協議の上で各年度の事業計画で定めており、  活用点数については、開館以降、目標値も実績値も概ね1,000点程度で推移している。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | ３年間計 | | 延べ点数 | 1,101 | 971 | 1,015 | 3,087 | | 重複を除く点数 | 1,015 | 816 | 810 | （注）1,611 |   ※延べ点数は、１つの作品を２つの事業に使用している場合、２点とカウント等  ※重複を除く点数は、１つの作品を２以上の事業に使用していても、1点とカウント  （注）重複を除く点数の３年間計は、各年度の重複点数を除く合計点数  　 ウ 美術作品貸出事業  　　　 貸出事業は、enocoの指定管理者による管理運営業務として実施している。  (ｱ)　貸出条件等  「大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例」「大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例施行規則」「大阪府所蔵美術作品貸出規程」に基づき以下のとおり実施している。  （貸出先の範囲）  美術作品等の貸出しは、美術作品等を展示しようとする場所が当該美術作品等の展示に適する美術館又は不特定多数の人が利用する施設等であって、美術作品等の保管及び展示に十分な配慮がなされ、美術作品等の貸出しが公益の増進に寄与すると指定管理者が認めた場合に行う。  （貸出条件）  ○　貸し出した美術作品等（以下「貸出作品等」という。）の輸送及び展示に要する一切　の経費は、貸出しを受けたもの（以下「借受人」という。）の負担とする。  ○　貸出作品等に関しては、借受人が、輸送及び展示にかかる保険をかけるものとする。  （貸出料）  　　 美術作品等の貸出しは、原則として無償とする。  (ｲ)　貸出事業の周知方法  主な周知方法は、enocoのホームページを利用し、貸出案内等を行っている。  また、大阪府と包括連携協定を締結する企業への連携メニューとして提示しているほか、  大阪商工会議所が発行する「大商ニュース」での広報等を行っている。  エ　美術作品の管理・活用に係る経費（指定管理者）　　　　　　（単位：円）     |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 項目 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | | 支出 | 保険料 | | 3,381,830 | | 3,686,970 | | 3,652,630 | | 所蔵作品活用事業費 | | 818,964 | | 1,125,484 | | 2,539,862 | | 広告宣伝費  （美術品活用関連のみ） | | 187,017 | | 389,602 | | 232,762 | | 支出合計 | | 4,387,811 | | 5,202,056 | | 6,425,254 |   ※　上記以外の「人件費」「施設管理費」「水道光熱費」については、全体の指定管理者の管理運営の経費に含まれる。    (4）美術作品の活用状況に対する認識（文化課）  〇　enocoの指定管理者評価委員からは、点数だけの評価ではなく、その活用の意味や効果等も  鑑み、質と量の双方からの活用促進を期待するとの提言を受けているところであり、府として  も数字だけで測るものではないと考えている。  〇　常設展示のスペースを持つ公立の美術館においても、活用点数は所蔵数の約１割程度である  ことからも、常設展示のスペースを持たない中でのこの活用点数は遜色ないものと考えている。  一方で、人気の高い作品が重複して活用される傾向にはある。  ３　貸室事業について  (1）貸室事業の目的及び利用対象  文化芸術全般のクリエイティブな活動とその振興を通して、都市の魅力を高めることを目的に、展示室や多目的ルーム等（スタジオ・会議室等）などの貸室の提供を行っている。  利用対象は、①文化芸術の創造活動、②文化芸術の振興に資する活動、③都市魅力の向上に資する活動、④その他、①から③に類する活動で、enoco 内に設置された審査委員会が認めるものとしている。  ○貸室事業の実績（利用率）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | H29年度 | H30年度 | R元年度 | | 展示室（４室）平均 | 34％ | 29.6％ | 41.6％ | | 多目的ルーム等（８室）平均 | 41.1％ | 53.6％ | 57.2％ | | 貸室収入 | 14,312千円 | 14,726千円 | 17,103千円 |     　　※　展示室の各室面積は、281.2㎡、61.0㎡、19.4㎡、158.2㎡  　　※　多目的ルーム等の各室面積は、66.8㎡、49.0㎡、74.3㎡、68.5㎡、34.2㎡、33.3㎡、35.3㎡、37.1㎡  　(2) 利用状況  展示室（４室）については、作品展示（絵画、造形展、写真展、卒業制作展　等）に利用しており、多目的ルーム等（８室）については、教室利用（フラワーアレンジメント、写真教室、書道教室等）、会議、その他（ダンス、楽器演奏、ヨガ、臨時的オフィス等）に利用している。  (3) 貸室事業の取組状況に対する認識（文化課）  ○　平成30年度の貸室の利用実績（展示室29.6％、多目的ルーム等53.6％）が低かったことを受け、指定管理者の令和元年度の事業計画の中で「貸室の利用率向上」を重点項目と定め、新規顧客の開拓（直前割引・若年層割引、貸室利用促進チラシ作成配布、SNS広告等）を集中的に対策を講じた結果、貸室率は好転しており、まだ十分とは言えないものの、一定の成果が出たと評価している。  ○　美術作品等の展示需要が低迷している等の課題がある。  ○　enoco関係者等の繋がりにおいて新規利用者の開拓を行うこと等により、発信力のある大型の展覧会や著名人による利用の誘致等を行う。  ４　enocoの認知度について  (1) 府民のニーズや、各施策や事業の課題把握のため、民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用したアンケートにより、平成30年度及び令和元年度に実施した「「第４次大阪府文化振興計画」に関するアンケート」（サンプルは18歳以上の府内在住者1,000人）において、enocoの認知度は次のとおりとなっている。  ○enocoの認知度（「第４次大阪府文化振興計画」に関するアンケートより）   |  |  | | --- | --- | | 平成30年度調査結果 | 令和元年度調査結果 | | 平成31年３月実施：11.1％  （内訳）  ・「知っており、行ったことがある」　 2.6％  ・「知っているが、行ったことはない」 8.5％ | 令和２年２月実施：10.5％  （内訳）  ・「知っており、行ったことがある」　 2.8％  ・「知っているが、行ったことはない」 7.7％ |   (2）enocoの認知度が低いことに対する認識（文化課）  ○　enocoは文化芸術に特化した目的施設であり、集客を目的とした施設ではない。  ○　また、主な利用者がアーティストやクリエイター等特定の人であることが大きな要因として考えられる。  ○　今後は、一般府民にも受け入れやすい情報発信等を行うとともに、「大阪府立江之子島文化芸術創造センターと大阪府20世紀美術コレクションの活用に関するサウンディング型市場調査（注１）」で得られた民間事業者等の意見・提案を踏まえ、第３期の指定管理者公募時には、認知度の向上についても条件付けすることを検討している。  （注１）サウンディング型市場調査⇒「民間事業者等との対話型市場調査」 | １　大阪府20世紀美術コレクション（約7,900点）のうち、活用点数（延べ点数）は毎年約1,000点程度で推移している。　直近３年間の合計でみると、重複を除く活用点数が約1,600点にとどまっており、所蔵する約８割の作品は活用されていない。  ２　enocoでは、平成24年４月の開設以降、大阪府20世紀美術コレクションの活用・管理、貸室事業、その他文化関係機関等とのネットワーク構築などを行ってきたが、所蔵作品の活用率が低いとともに、貸室事業においても、展示室では約42％、多目的ルーム等では約57％にとどまっており、利用率の低い状況が続いている。  　　また、貸室の利用についても目的を十分に果たしているとはいえない状況となっている。  　　さらに、第４次大阪府文化振興計画に関するアンケートで、enocoを知っている人の割合が約10％程度にとどまっており、認知度が低い状況である。 | １　府民共有の財産である大阪府20世紀美術コレクションについては、 enocoにおいて常設展示のスペースを持たないことを踏まえると、企画展示での作品の入替や外部への貸出等がより重要であることから、現状の活用にとどまることなく、一層の府民への鑑賞機会の創出と提供を図るための新たな工夫や方策を行い、有効活用するよう検討されたい。  ２　貸室事業の利用率が低く利用実態も目的を十分果たしているとはいえないこと、また施設の認知度が極めて低い状況となっていることを踏まえ、現状の利用状況をより正確に把握・分析し、「文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資する」ために何を実施すべきか、これまでの事業の延長線上にとらわれない施設のあり方についての抜本的な検討を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和２年11月13日、事務局：令和２年７月28日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 府民文化部  　文化・スポーツ室  　　文化課 | 江之子島文化芸術創造センターにおいて備品として管理している美術作品について、現物と備品出納簿との照合確認を定期的に実施していなかった。   |  |  | | --- | --- | | 美術作品の備品出納簿 登録点数  （絵画・彫刻・版画・写真・陶磁器等） | 7,693点 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （物品の保管及び管理）  第82条 出納員は、物品（使用中のものを除く。）を良好な状態で保管しなければならない。  ２　物品取扱責任者は、物品（使用中のものに限る。）を良好な状態で管理しなければならない。  【適正な会計事務手続きの徹底について（通知）】  （平成24年３月31日付け会計第3029号）  １　物品の管理等の適正化について  ②　備品の実査  備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年３分の１ずつ３年周期とするなど）、定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和２年11月13日、事務局：令和２年７月28日）

経費支出手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 消費生活センター | 大阪府消費者行政推進事業業務委託のうち、(1)高校生による高校生への消費者教育（活動に係る経費支援）及び(2)消費者教育教材活用推進（モデル事業実施に係る経費支援）については、それぞれ下記１のとおり契約単価を上限とする実費を支払うことになっていたが、下記２のとおり不備があった。  １　契約単価（消費税及び地方消費税は別途加算）  (1) 高校生による高校生への消費者教育（活動に係る経費支援）　100,000円／回（ただし、100,000円を上限とする実費弁償）  (2) 消費者教育教材活用推進（モデル事業実施に係る経費支援）　30,000円／回（ただし、30,000円を上限とする実費弁償）  ２　不備事項  実費が契約単価を下回ったものの、債権者が誤って契約単価（上限）での請求を行った以下の７回分について、支出命令者による支出の命令及び出納員による支出負担行為の確認の双方において見過ごされた結果、過払いが生じていた。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 請求月  （実施月） | 契約  単価 | 回数 | 誤  （既支出額） | 正  （本来支払うべき額） | 過払額 | | 令和元年７月分  （同年７月） | (2) | １回 | 32,400円 | 32,297円 | 103円 | | 令和元年11月分  （同年８月） | (1) | １回 | 108,000円 | 107,879円 | 121円 | | 令和元年12月分  （同年７月、８月） | (1) | ３回 | 324,000円 | 310,249円 | 13,751円 | | 令和２年１月分  （令和元年10月） | (1) | １回 | 110,000円 | 109,269円 | 731円 | | 令和２年２月分  （令和元年11月分） | (1) | １回 | 110,000円 | 109,762円 | 238円 | | 合　　計 |  | ７回 | 684,400円 | 669,456円 | 14,944円 |   ※上記の金額には、消費税額及び地方消費税額を含む。 | 過払いとなっている金額について、直ちに是正措置を講じられたい。また、検出事項について原因を確認し、支出命令者及び出納員の役割の再認識、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出の命令）  第40条　支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。  【地方自治法】  第171条　会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。（以下略）  (支出の方法)  第232条の４　会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。  ２　会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。  【会計事務の手引】  第４章第３節  ３　支出命令(支出命令審査)の留意点   |  |  | | --- | --- | | 2金額に違算は、ありませんか。 | | | (2)請求金額に誤りは、ありませんか。 | ・金額の算出に誤りはないか、契約金額との合否、計算の正否について確認します。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月30日）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 消費生活センター | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが14件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | 東京都 | 平成31年４月25日 | 29,240円 | １人 | 令和２年５月12日 | | 神奈川県 | 令和元年５月22日から  同月23日まで | 33,090円 | １人 | 令和２年５月12日 | | 神奈川県 | 令和元年５月23日から  同月24日まで | 33,090円 | １人 | 令和２年５月12日 | | 神奈川県 | 令和元年６月3日から  同月５日まで | 35,860円 | １人 | 令和２年５月12日 | | 東京都 | 令和元年８月７日 | 60,360円 | ２人 | 令和２年５月12日 | | 新潟県 | 令和元年９月９日から  同月10日まで | 61,440円 | １人 | 令和２年５月12日 | | 福井県 | 令和元年９月20日 | 25,100円 | ２人 | 令和２年５月12日 | | 福井県 | 令和元年11月28日 | 24,220円 | ２人 | 令和２年５月12日 | | 東京都 | 令和２年１月９日 | 31,260円 | １人 | 令和２年５月12日 | | 滋賀県 | 令和２年２月21日 | 7,020円 | ２人 | 令和２年５月12日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月30日）

児童虐待相談対応に係る基礎データの整備と業務のシステム化について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：福祉部子ども室家庭支援課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応  ・児童福祉法により都道府県に設置が義務付けられている児童相談所として、府は、中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田の６つの子ども家庭センター（以下「センター」という。）を設置している。  ・センターでは、児童福祉司等が、警察や近隣知人等から受け付けた虐待通告等に基づき、調査・診断・判定、一時保護などによる緊急介入を行うための危機状態及び緊急度の判断、親子分離の必要性の判断、個々の子どもの状況に応じた適切かつ具体的な援助指針（援助方針）の策定、市町村を始めとする関係機関との連携、必要となる法的対応への適切な対応など、極めて高度な専門的知識と技術を必要とする業務を実施している。（児童とは、児童福祉法第４条に規定する満18歳に満たない者をいう。）  ・上記業務を実施する中で、以下の対応が行われる。  　①48時間以内の安全確認  通告があった場合、原則として通告を受けてから48時間以内に当該子どもを直接目視することを基本とし、安全確認を実施している。  ②アセスメントシートの作成  通告受理後、市町村の児童担当課や保健センター、学校・幼稚園・保育所等、医療機関等に対する調査を　実施し、得られた情報を基にアセスメントシートを作成している。  ③緊急受理会議・対応会議  上述のアセスメントシートを活用し、虐待の有無、虐待の種類・程度・緊急性等を判断し、一時保護を行　うかどうか等の対応方針を決定している。  ④一時保護  児童福祉法に基づき、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る等のため必要があると認めた場合は、児童を一時保護所で一時保護し、又は児童養護施設等に一時保護委託を行っている。  ２　児童虐待相談対応件数の増加等  ・全国の児童相談所における令和元年度の児童虐待相談対応件数は193,780件（対前年度比121.2％、33,942件の増加）と過去最多であり、年々増加の一途をたどっている。  ・府においても、令和元年度の児童虐待相談対応件数（センター６箇所の合計）は15,753件で過去最多（対前年度比129.0％、3,545件の増加）となっている。  ・また、全国的に重大事件が後を絶たず、箕面市でも平成29年12月に４歳男児が母親やその交際相手からの暴行等により死亡する事案が発生しており、児童虐待は依然として深刻な社会問題となっている。  【全国及び府の６つのセンターにおける児童虐待相談対応件数】　　　(上段：件数、下段：対前年度比)   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | H27 | H28 | H29 | H30 | R1（速報値） | | 全国 | 103,286 | 122,575 | 133,778 | 159,838 | 193,780 | | (116.1％) | (118.7％) | (109.1％) | (119.5％) | (121.2％) | | 府センター | 10,427 | 10,118 | 11,306 | 12,208 | 15,753 | | (132.4％) | (97.0％) | (111.7％) | (108.0％) | (129.0％) |   ３　児童福祉司及び児童心理司の不足  (1) 国の児童福祉司配置基準の見直し  ・上述の状況を受け、国は近年、児童相談所の体制強化に取り組んでおり、その一環として児童福祉司の配置基準について、下表のとおり、数次にわたる増員見直しを行った。  【児童福祉司に係る国の配置基準】   |  |  | | --- | --- | | H28以前 | 人口概ね４～７万人に１人 | | H28児童福祉法・施行令改正 | 人口４万人に１人＋全国平均を超える児童虐待相談対応40件に１人 | | H31 施行令改正 | 人口３万人に１人＋全国平均を超える児童虐待相談対応40件に１人＋里親支援担当（各児童相談所１人）＋市町村支援担当（30市町村に１人） |   (2) 府の児童福祉司増員計画  ・国の配置基準見直しの結果、府の児童福祉司は、平成31年４月時点で199人であり、国の配置基準342人に対し143人が不足することとなった。このため、府は令和元年８月に、高い専門性の確保・維持の観点から毎年約20人増員し、令和９年度までの８年間で国の配置基準との乖離解消を目指すとする児童福祉司の増員計画を策定した。  ・一方、国の配置基準は、虐待相談対応件数（前々年度実績）に応じて算定される部分があるため虐待相談対応件数が増加した場合、実績数値確定後、毎年度上方修正の必要が生じる。府は、令和２年度において25人の増員を行い児童福祉司数は224人となったが、実績数値確定後の国の配置基準が365人となったことから、依然として141人の不足が生じている。今後、毎年20人増員で試算すると、国の配置基準との乖離解消時期は令和10年度となる見込みである。  ・府では、国の配置基準との乖離に対応するため、軽度事案の安全確認等の民間委託化等により、令和元年度時点で35人分相当の業務効率化を行った。なお、当面新たに外部委託を行うことは業務の専門性の確保・維持の観点から予定されていない。  (3) 国の児童心理司の配置基準と府の児童心理司の状況  ・児童心理司の国の配置基準は、令和元年６月の児童福祉法改正、令和２年３月の同法施行令改正により、児童福祉司（里親支援担当及び市町村支援担当を除く）２人につき１人以上とされた。この結果、令和２年４月時点の府の児童心理司数57人は、国の配置基準180人に対し123人不足するものとなっている。  ・府は、児童心理司についても、児童福祉司と同様に、専門性の確保・維持の観点から急激な増員は難しいと考えており、一定スパンを見据えた増員計画を、令和２年度中に策定予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応等の影響により庁内調整が未了のため、策定には至っていない。  ４　児童虐待相談対応業務に係る書類やデータの管理・整備状況  (1) 児童虐待相談対応に係る各種書類・データの管理状況  ・平成19年度に、センター等での児童等相談業務に伴う一連の業務をシステム化することで、各事例の適切な進捗管理や事務の効率化を図る等を目的とする児童相談ＩＴナビシステム（以下、「システム」という。）が導入された。システムでは、大きく３つの段階に応じて操作ができるように構築され、受付段階では氏名などの基本情報に加え相談種別や経路等、援助活動段階では一時保護の開始・解除登録等、対応段階では施設入所や里親委託などの対応内容等が入力できるようになっている。  ・しかしながら、虐待程度（最重度、重度、中度、軽度）を記載したアセスメントシート、緊急受理会議や対応会議の記録等、業務を行うに当たって内部的に整備する必要のある大部分の資料が、原則、情報端末機等又は手書きで作成した紙媒体により管理されており、システムとの連携がなされていない。  ・これらの資料は、児童ごとに一括してファイルに収録されており、電子データによる管理・共有がほとんどされていない。  (2) 実態把握に必要な基礎データの整備状況  ・府は、毎年度国から求められる児童虐待相談対応件数、相談対応件数を身体的虐待や性的虐待等に分類した種別件数、相談対応件数を警察や近隣知人等の経路別に分類した件数等の相談対応件数に係る一定のデータについては、システムに入力された情報を基に整備している。  ・しかし、システムに入力がされていないことなどから、相談対応件数を最重度や軽度などの程度に応じて分類した程度別件数や、虐待を受けた子ども（センターが相談対応を行ったものに限る。以下同じ。）の人数に係るデータについてはその種別や程度別の人数を含め、整備がされていない。このため、児童虐待対応を所管する福祉部子ども室家庭支援課として生命に危険が及ぶような最重度事案に区分される子どもの人数でさえ把握していない。  ・また、虐待を受けた子ども一人当たりに要する業務量が把握されておらず、虐待を受けた子どもの安全確保や、子どもの最善の利益を考慮した支援に支障が生じないかなど、現在のセンターの体制上の課題や現行の府の児童福祉司の増員計画の妥当性等を客観的に検証することができない。  ・その他、センターが通告を受理した際の安全確認に関し、48時間以内及び以降に安全確認を行った件数、安全確認を行っていない件数については把握されているが、安全確認を行っていないものの内容（管轄外地域児童についての通告のため管轄児童相談所へ情報提供を行ったもの、通告内容が大まかすぎて個人を特定できなかったもの等）についてはデータとして整備がされていない。  【児童虐待相談対応に係る基礎データの整備状況】   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 整備しているデータの例 | 整備していないデータの例 | | 相談対応件数に係るもの | ・相談対応件数  ・相談対応種別件数（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等）  ・相談対応経路別件数（警察、近隣知人、家族、学校等） | ・相談対応程度別件数（最重度、重度、中度、軽度） | | 虐待を受けた子どもの人数に係るもの | なし | ・虐待を受けた子どもの人数  ・虐待を受けた子どもの種別人数（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等）  ・虐待を受けた子どもの程度別人数（最重度、重度、中度、軽度）  ・虐待を受けた子ども一人当たりの対応に要する年間業務量 |     (3) システム再構築の予定  ・府は、システムの効率化・高度化を図るためシステムを再構築し、令和４年度の運用を予定している。現在仕様を検討中であり、データの管理・整備に係る詳細な内容は未定である。 | １　府では、児童虐待相談対応に係る各種書類について、システムで管理されているものを除き、アセスメントシート等の大部分の資料が紙媒体により管理されシステムと連携されておらず、虐待を受けた子どもの人数や虐待程度別件数等の実態把握に必要な基礎データが整備されていない。  このため、福祉部子ども室家庭支援課として生命に危険が及ぶおそれのある子どもの人数を把握していない等、府域の実情について数量的把握が十分に行われていない。  ２　虐待を受けた子ども一人当たりに要するセンターの業務量等のデータが把握されておらず、子どもの命を守るための業務に支障が生じないかなど、現在のセンターの体制上の課題や府の児童福祉司の増員計画の妥当性等を、客観的に分析・検証することができない。 | １　システムの再構築に際し、庁内の専門部局や外部機関の協力を得た上で、センターにおいて紙媒体で管理している児童に関する各種情報のデジタル化を推進し、府域の実情を的確に把握するため、虐待を受けた子どもの人数や虐待程度別件数等の必要な基礎データを適時把握できるよう整備されたい。  ２　子どもの安全確保や、子どもの最善の利益を考慮した支援が確保できるよう、センターの体制上の課題や府の児童福祉司の増員計画の妥当性等について客観的なデータにより分析・検証するとともに、業務のシステム化を推進することにより、デジタル技術やＡＩ等の活用による業務プロセスの効率化についても併せて検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和２年11月16日、事務局：令和２年９月８日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 砂川厚生福祉センター | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものが３件あった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和元年５月29日 | 令和元年５月14日 | 令和元年５月27日  令和元年５月28日 | 1,520円  1,520円 | | Ｂ | 令和元年９月10日 | 令和元年８月27日 | 令和元年９月10日 | 300円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林子ども家庭センター | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものが10件あった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和２年２月13日 | 令和２年２月13日 | 令和２年２月13日 | 1,320円 | | Ｂ | 令和元年９月12日 | 令和元年９月12日 | 令和元年９月12日 | 1,540円 | | Ｃ | 令和元年６月26日  令和元年７月23日 | 令和元年６月25日  令和元年７月22日 | 令和元年６月25日  令和元年７月22日 | 1,020円  1,020円 | | Ｄ | 令和元年７月12日  令和元年７月13日  令和元年９月17日  令和２年３月26日 | 令和元年７月10日  令和元年７月10日  令和元年９月17日  令和２年３月24日 | 令和元年７月11日  令和元年７月11日  令和元年９月17日  令和２年３月24日 | 640円  640円  1,030円  580円 | | Ｅ | 令和元年５月９日 | 平成31年４月15日 | 令和元年５月７日 | 1,370円 | | Ｆ | 令和２年１月22日 | 令和２年１月20日 | 令和２年１月20日 | 1,180円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

通勤手当の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 茨木保健所 | 令和元年度に支給した通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが１件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 戻入すべき額 | | Ａ | 令和元年10月から令和２年３月まで | 92,730円 | 88,000円 | 4,730円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員の給与に関する条例】  （通勤手当）  第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  ２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  【職員の通勤手当に関する規則】  （支給対象期間）  第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  （支給方法等）  第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）  【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】  第４条関係  １　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 茨木保健所 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが１件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 令和元年12月 | １名 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

ものづくり分野等の人材育成を行う高等職業技術専門校における定員未充足等への対応について　　　　　　　　対象受検機関：商工労働部雇用推進室人材育成課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　ものづくり分野等の人材育成を行う高等職業技術専門校（以下「技専校」という。）の位置付けについて  (1)技専校の設置根拠  　　　 職業能力開発促進法第15条の７及び第16条第１項の規定により、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、都道府県は、職業能力開発校を設置して職業訓練を行うものとしている。  　　 府では、大阪府立高等職業技術専門校条例第１条において、「職業能力開発促進法第16条第１項の規定により、大阪府立高等職業技術専門校を設置する」こととしている。  (2)大阪産業人材育成計画（第10次大阪府職業能力開発計画）（以下「産業人材育成計画」という。）  　　 府では、職業能力開発促進法に基づき、国の「第10次職業能力開発基本計画」も踏まえて、府が実施する職業能力開発施策の基本的方向性や取組内容について、平成29年３月に「産業人材育成計画」（計画期間：平成29年度から令和３年度まで）を策定している。  同計画において、求職者等を対象に、企業における人材ニーズをふまえた職業訓練を実施し、ものづくりの現場で必要となる知識や技能を身につけ、企業の即戦力として活躍できるとともに、大阪のものづくりの生産性の向上に寄与できる人材を育成すること等に取り組むこととし、北大阪技専校、東大阪技専校、南大阪技専校について、ものづくり分野等の人材育成を行う技専校（以下、この３つの技専校を併せて「ものづくり３校」という。）として、それぞれ以下のとおり位置付けている。  ア　ものづくり分野等の人材育成を行う技専校   |  |  | | --- | --- | | 北大阪技専校  （定員：230名） | ものづくり技術者の育成拠点  ・基礎的な技術に加え､先端加工技術を理解できる技術者の育成と市場規模の大きい産業分野の技術者を育成  【訓練科目】ものづくり基盤技術科、ものづくり加工技術科、産業ロボットシステム科、  組込みシステム科、建築設計科、住宅設備科、インテリア木工科 | | 東大阪技専校  （定員：120名） | ものづくり基礎的人材の育成拠点  ・ものづくりの基礎を身につけた若手の技能者を育成  【訓練科目】機械加工技術科、機械ＣＡＤ設計科、溶接・板金技術科、溶接技術科、  　　　　　 電気工事科 | | 南大阪技専校  （定員：240名） | ものづくりを支えるサービスエンジニアの育成拠点  　・製品や設備の維持管理と、ものづくりの高付加価値化等をサポートするサービスエンジニアを育成  　【訓練科目】電気主任技術科、情報通信科、Webシステム開発科、空調設備科、  自動車・車体整備科、環境分析科 |   　　 ※産業人材育成計画策定時点  イ　数値目標  　　 　「府立高等職業技術専門校の職業訓練における就職率（障がい者訓練を除く）」のうち、「ものづくり分野等の人材育成にかかる訓練（学卒者訓練）」について、就職率（毎年90％以上）を数値目標としている。  (実績　平成29年度：94.0％、平成30年度：97.2％、令和元年度：93.8％)  ※　なお、入校者数や募集定員に対する入校者数の割合（以下「定員充足率」という。）、就職者数に関する数値目標は設けられていない。  ウ　進捗管理  　　　　大阪府職業能力開発計画アドバイザリー会議において、有識者から意見を聴いて策定され、同会議で、毎年度、取組内容の実績の検証を行うなど、進捗管理を行っている。  　　　※大阪府職業能力開発計画アドバイザリー会議における有識者  学識経験者、事業主及び労働者の代表、教育関係機関、公共職業訓練機関の計５名  ２　平成26年度の北大阪技専校に対する監査の結果への対応状況について  　(1)監査の結果(抜粋)  募集定員未充足については、平成27年度募集の応募・求人状況を分析して、開講科目、年齢制限等を見直すなど、施設を有効活用するための取組を行われたい。また、応募者数が定員を下回る状態が長期間続くようであれば、職員配置の見直し等効率化も検討されたい。  (2)対応状況  　　　 北大阪技専校においては、ハローワーク及び求職者に向けた広報活動をはじめ、訓練対象者の年齢制限の緩和や、入校時期・選考回数の変更、訓練科の名称変更等の取組が行われてきた。  しかし、令和元年度において、７訓練科中、定員充足率２分の１以下が３訓練科（約43％）となるなど、定員充足率は低下傾向にある。  その一方で、職員配置の見直し等効率化の検討が進んでおらず、未措置の状況となっている。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 訓練科名  ※１ | 訓練 期間  ※１ | 募集 定員  ※１ | 定員充足率 | | | | | | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 ２年度 | | 金属加工科 ※３ | １年 | 30 | 60.0% | 40.0% | 63.3% | 16.7% | 23.3% | 33.3% | | 精密加工科 ※２ ※４ | ― | ― | 56.7% | 20.0% | 36.7% | 20.0% | 30.0% | ― | | ロボテックオートメーション科 ※５ | １年 | 30 | 63.3% | 53.3% | 40.0% | 56.7% | 46.7% | 50.0% | | ICTプログラミング科 ※６ | 30 | 80.0% | 70.0% | 73.3% | 73.3% | 63.3% | 36.7% | | 建築設計科 | 30 | 100.0% | 100.0% | 93.3% | 36.7% | 56.7% | 60.0% | | 住宅設備科 | 30 | 66.7% | 46.7% | 33.3% | 73.3% | 66.7% | 50.0% | | インテリア木工科 | 30 | 96.7% | 90.0% | 83.3% | 80.0% | 100.0% | 56.7% | | モールドクラフト科 ※２ | ６月 | 30 | ― | ― | ― | ― | ― | 16.7% | | 北大阪技専校計 | ― | 210 | 74.8% | 60.0% | 60.5% | 51.0% | 55.2% | 43.3% |   　 　 ※１ 訓練科名、訓練期間・募集定員は、令和２年度の状況を記載  ※２ 令和元年度までの精密加工科（訓練期間１年）について、訓練期間６月のモールドクラフト科（令和２年10月開始）と３Ⅾマシンクラフト科（令和３年４月開始）に改編  ※３ 平成29年度まで「ものづくり基盤技術科」　　※４ 平成29年度まで「ものづくり加工技術科」  ※５ 令和元年度まで「産業ロボットシステム科」　　※６ 令和元年度まで「組込みシステム科」  ３　ものづくり３校の定員充足率（障がい者訓練を除く）について  (1)ものづくり３校全体の状況  令和元年度において、18訓練科中（訓練科数について、年度内に６か月訓練を２回実施する場合は２として計上）、定員充足率２分の１以下が９訓練科（50％）となるなど、定員充足率が低い状況が続いている。  中でも、「ものづくり技術者の育成拠点」である北大阪技専校と「ものづくり基礎的人材の育成拠点」である東大阪技専校の機械・金属系の訓練科では、定員充足率が特に低い状況にある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 訓練科名  ※１ | 訓練  期間  ※１ | 募集定員  ※１ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 | | | 入校者数 | 定員  充足率 | 入校者数 | 定員  充足率 | 入校者数 | 定員  充足率 | 入校者数 | 定員  充足率 | | 北大阪技専校 | 金属加工科 ※４ | １年 | 30 | 19 | 63.3％ | 5 | 16.7％ | 7 | 23.3％ | 10 | 33.3％ | | 精密加工科 ※２　※５ | ― | ― | 11 | 36.7％ | 6 | 20.0％ | 9 | 30.0％ | ― | ― | | ロボテックオートメーション科※６ | １年 | 30 | 12 | 40.0％ | 17 | 56.7％ | 14 | 46.7％ | 15 | 50.0％ | | ICTプログラミング科※７ | 30 | 22 | 73.3％ | 22 | 73.3％ | 19 | 63.3％ | 11 | 36.7％ | | 建築設計科 | 30 | 28 | 93.3％ | 11 | 36.7％ | 17 | 56.7％ | 18 | 60.0％ | | 住宅設備科 | 30 | 10 | 33.3％ | 22 | 73.3％ | 20 | 66.7％ | 15 | 50.0％ | | インテリア木工科 | 30 | 25 | 83.3％ | 24 | 80.0％ | 30 | 100％ | 17 | 56.7％ | | モールドクラフト科 ※２ | ６月 | 30 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 5 | 16.7％ | | 北大阪技専校計 | ― | 210 | 127 | 60.5％ | 107 | 51.0％ | 116 | 55.2％ | 91 | 43.3％ | | 東大阪技専校 | 電気工事科 | １年 | 30 | 18 | 60.0％ | 14 | 46.7％ | 10 | 33.3％ | 15 | 50.0％ | | 溶接・板金技術科 | 20 | 10 | 50.0％ | 7 | 35.0％ | 8 | 40.0％ | 8 | 40.0％ | | 機械加工技術科 ※３ | ６月 | 20 | 7 | 35.0％ | 13 | 65.0％ | 3 | 15.0％ | 6 | 30.0％ | | 20 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 8 | 40.0％ | | 機械CADデザイン科 ※３ | 30 | 26 | 86.7％ | 15 | 50.0％ | 19 | 63.3％ | 16 | 53.3％ | | 30 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 30 | 100％ | | ものづくり基礎科 ※８ | １年 | 20 | 4 | 20.0％ | 7 | 35.0％ | 4 | 20.0％ | 5 | 25.0％ | | 東大阪技専校計 | ― | 170 | 65 | 54.2％ | 56 | 46.7％ | 44 | 36.7％ | 88 | 51.8％ | | 南大阪技専校 | 情報通信科 | １年 | 30 | 29 | 96.7％ | 30 | 100％ | 19 | 63.3％ | 22 | 73.3％ | | 製造化学科 ※９ | １年 | 30 | 18 | 60.0％ | 7 | 23.3％ | 11 | 36.7％ | 16 | 53.3％ | | 電気主任技術科 | ２年 | 30 | 30 | 100％ | 30 | 100％ | 27 | 90.0％ | 29 | 96.7％ | | Webシステム開発科 | １年 | 30 | 30 | 100％ | 30 | 100％ | 21 | 70.0％ | 30 | 100％ | | 空調設備科 | １年 | 30 | 12 | 40.0％ | 18 | 60.0％ | 13 | 43.3％ | 15 | 50.0％ | | 自動車・車体整備科 | ２年 | 30 | 22 | 73.3％ | 18 | 60.0％ | 23 | 76.7％ | 27 | 90.0％ | | 南大阪技専校計 | ― | 180 | 141 | 78.3％ | 133 | 73.9％ | 114 | 63.3％ | 139 | 77.2％ |   ※１ 訓練科名・訓練期間・募集定員は、令和２年度の状況を記載  ※２ 北大阪技専校では、令和元年度までの精密加工科（訓練期間１年）について、訓練期間６月のモールドクラフト科  （令和２年10月開始）と３Ⅾマシンクラフト科（令和３年４月開始）に改編  ※３ 東大阪技専校では、令和元年度までの機械加工技術科（訓練期間１年）について、訓練期間を６月とし年２回行うよう改編。また、令和元年度までの機械CAD設計科（訓練期間１年）を機械CADデザイン科に名称変更し、訓練期間を６月とし年２回行うよう改編  ※４ 平成29年度まで「ものづくり基盤技術科」　　※５ 平成29年度まで「ものづくり加工技術科」  ※６ 令和元年度まで「産業ロボットシステム科」 　　※７ 令和元年度まで「組込みシステム科」  ※８ 令和元年度まで「溶接技術科」　　※９ 平成29年度まで「環境分析科」  (2)定員充足率が低い状況についての人材育成課の見解  　　 ・近年の雇用情勢の改善に伴い、求職者が職業訓練を経ずとも就職・転職がしやすくなったこと  ・少子高齢化による生産年齢人口の減少、高校無償化、高校・大学等への進学者が増加する中で、若年者層のものづくりに対する興味が薄れていること  ・職業訓練、技専校の認知度が低いこと  ・年齢制限や入校時期が限られていること  ・北大阪校については、公共交通機関によるアクセスの悪さ（バスの便が少ない）  (3)対応状況  　 ア　これまでの取組  人材育成課と技専校で検討を行い、対象者の年齢制限の緩和や入校時期・選考回数の変更、訓練科の名称変更、教科内容の変更、技専校の認知度の向上の取組（オープンキャンパスやホームページ・SNS等の媒体の活用、「ぎせんこうガイド」の作成・配布等）を行ってきた。  また、企業や求職者に対するニーズ調査の結果を踏まえ、令和２年度から、一部科目について１年課程から６か月課程への訓練期間の短縮等を行っている。  イ　今後の取組  令和３年度から、定員充足率が低い状況にある北大阪技専校・東大阪技専校の機械・金属系の訓練科について、以下のとおり技専校の枠を越えた再編を行うこととしている。  【機械系の訓練科】  　　 ・北大阪技専校の機械系の訓練科（※）を継続し、東大阪技専校の「機械加工技術科（定員20名、６か月×年２回）」を廃科  　 　　 （※）令和元年度までの「精密加工科（定員30名、訓練期間１年）」について、「モールドクラフト科（定員30名、６か月×年１回）」（令和２年10月開設）と「３Ｄマシンクラフト科（定員30名、６か月×年１回）（令和３年４月開設）に改編  ・東大阪技専校において、営業分野をとりいれた「機械加工・営業科（定員20名、６か月×年２回）」を新設  　　　 【金属系の訓練科】  　　　　 ・東大阪技専校の「溶接・板金技術科（定員20名、１年）」を継続し、北大阪技専校の「金属加工科（定員30名、１年）」を廃科  ・北大阪技専校において、今後、ニーズに対応した訓練科の新設を検討  また、「技専校の魅力や情報発信機能を強化し、技専校の認知度向上に取り組む」「技術動向・産業界及び求職者ニーズを把握し、訓練内容の充実や魅力あるカリキュラムづくりに取り組む」こととしている。  ４　募集定員・職業訓練指導員の配置等について  (1)募集定員・職業訓練指導員の配置の基準  ア　募集定員について  　　　 　 「大阪府立高等職業技術専門校及び大阪障害者職業能力開発校における職業訓練等に関する基準を定める条例」（以下「基準を定める条例」という。）第５条第１項第７号において、訓練生の数について「訓練を行う一単位につき五十人以下であること」と定められている。  　　 イ　職業訓練指導員の配置について  基準を定める条例第５条第１項第８号において、「訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること」と定められており、商工労働部で定めた「職業訓練指導員配置基準」において、以下のとおり定められている。  ・「職業訓練指導員配置基準」（障がい者訓練を除く）は別表Ⅰのとおりとする。  ・訓練生定員は30名を標準（１単位）とし、１単位に３名の職業訓練指導員を配置する。また、定員数により配置数を増減する。  ・「産業系」の訓練科目には常勤指導員を２名配置する。なお、訓練生定員10名につき指導員が１名となるように専任講師を配置する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 別表Ⅰ　職業訓練指導員配置基準 | | | |  | |  | |  |  |  | | 区分 | 産業系 | | | | | | | 施設定員 | ～20 | 30 | 40 | | 50 | | | 定　　数 | ２ | ３ | ４ | | ５ | | | 常勤指導員 | ２ | ２ | ２ | | ２ | | | 専任講師 | ０ | １ | ２ | | ３ | |   （2）定員充足率が低い状況への対応状況と人材育成課の見解  　　ア　対応状況  　　 　募集定員や職業訓練指導員の配置についての見直しなどの対応が行われていない。  　 イ　人材育成課の見解  【募集定員について】  　 「大阪の基幹産業であるものづくり産業では、少子高齢化による生産年齢人口の減少、若年者層のものづくり離れなどにより、人材確保が重要な課題となっている。」「雇用のセーフティネットとしての役割に加え、大阪のものづくりの生産性の向上に寄与できる人材育成を担っていく必要がある。」「技専校は、企業等とのネットワークを生かした地域の産業人材育成拠点として、機能の充実強化を図ることとしており、安易に募集定員を下げるのではなく募集定員を充足する取組を進めている。」「一度募集定員を減らしてしまうと訓練機器や指導体制（指導員数）も募集定員に合わせて減らすことにつながり、応募者が急増したときに募集定員の拡大ができなくなる。」「職業訓練指導は、高い専門性だけでなく、生徒の生活指導や就職指導等のスキルが必要であり、これらの指導技術を身につけるには数年かかる。職業訓練指導員数を減らすことは、カリキュラム上、生徒の安全面、指導スキルの維持・継承の面からも難しい。」と説明している。  【職業訓練指導員の配置について】  　　　 　　　 「職業訓練指導員配置基準」では、入校者数が募集定員と比べて大きく下回った場合でも、職業訓練指導員の配置数に変更はなく、例えば、北大阪技専校の金属加工科で入校者が7名となった場合でも、定員が30人であるため、職業訓練指導員は３名配置され職業訓練が行われる。  その理由について、「入校者数が少ない場合であっても、訓練カリキュラムは通常どおり実施するため、指導体制（職業訓練指導員数）は変わらない。特に実習においては危険を伴う作業があることから、複数名の指導員で生徒の安全を確保しつつ訓練を実施するため、職業訓練指導員数を減らすことは難しい。」と説明している。  (3) 職業訓練指導員の採用  職業訓練指導員の採用について、原則として、退職者等に応じて、退職者等が担当していた訓練科に必要な免許を有する者を募集・採用している。  　　 ○職業訓練指導員数と退職・採用者数（大阪府立高等職業技術専門校・大阪障害者職業能力開発校）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | | 職業訓練指導員数  （再任用職員を含む） | 97 | 95 | 96 | 95 | | 職業訓練指導員数  （再任用職員を除く） | 83 | 82 | 81 | 79 | | 退職者数  （再任用職員を除く） | 4 | 8 | 7 | ― | | 採用者数(※)  （再任用職員を除く） | 6 | 3 | 7 | 5 |   　　　※平成29年度から令和２年度の採用者（２１人）の内訳  　　　　・機械系６人、電気・電子系６人、設備系３人、建築系２人、整備系２人、情報系１人、化学系１人  ○免許の系別による職業訓練指導員数（再任用職員を含む）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 系別 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | | 産業分野 | 機械系 | 19 | 18 | 20 | 18 | | 金属系 | 7 | 7 | 7 | 6 | | 整備系 | 7 | 7 | 8 | 8 | | 電気・電子系 | 14 | 17 | 18 | 18 | | 建築系 | 15 | 14 | 12 | 13 | | 設備系 | 6 | 5 | 5 | 6 | | 塗装系 | 2 | 2 | 2 | 2 | | 化学系 | 2 | 2 | 1 | 2 | | 園芸系 | 1 | 1 | 1 | 1 | | アパレル系 | 3 | 3 | 3 | 3 | | 事務分野 | 事務系 | 7 | 7 | 7 | 6 | | 情報系 | 12 | 10 | 10 | 10 | | デザイン系 | 2 | 2 | 2 | 2 | | 合計 | | 97 | 95 | 96 | 95 |   　　　※免許の分野・系別については、人材育成課において分類 | １　ものづくり３校では、これまで定員充足率が低い状況に対する各種対応が行われてきたが、18訓練科中17訓練科が定員を満たしておらず、定員充足率２分の１以下が９訓練科（50％）となる（令和元年度）など、定員充足率が極めて低い状況が続いており、人材育成の役割が十分果たせていない。令和３年４月から技専校の枠を越えた機械・金属系の訓練科の再編を行うが、限定的な対応に止まっている。  　　このような状況が続いているが、募集定員の見直しは行われておらず、結果として職員配置の見直しも行われていないため、効率的な運営となっていない。  ２　産業人材育成計画においては、就職率を数値目標として設定しているが、入校者数や定員充足率、就職者数に関する数値目標は設定されておらず、定員充足率が低い状況が続くなど、有効な進捗管理が行われているとは言い難い状況にある。 | １　ものづくり３校について、効率的な運営により人材育成の役割を十分に果たすとともに、産業構造や社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、企業や求職者のニーズ等を踏まえ、多角的な検証を行い、３校それぞれの位置付けをはじめ、訓練科の新設・再編、弾力的な募集定員の設定、それに応じた効率的な職員配置など、ものづくり３校のあり方について抜本的な検討を行われたい。  ２　人材育成の成果を適切に検証できるよう、産業人材育成計画において、入校者数や定員充足率、就職者数等の数値目標を設定した上で、ＰＤＣＡサイクルによる適切な進捗管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和２年11月18日、事務局：令和２年９月８日）

契約手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 北大阪高等職業技術専門校 | 下記の契約について、長期継続契約を締結しようとするときは、当該契約中に「翌年度以降において歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を必ず設けなければならないが、当該条項を設けずに契約を締結していた。  　また、契約金額は、契約総額及び各年度の契約金額を記載しなければならないが、各年度の契約金額を記載していなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 契約件名 | 契約日 | 契約期間 | 契約金額 | 各年度支払額 | | 大阪府立北大阪高等職業技術専門校害虫駆除業務 | 平成30年４月２日 | 平成30年４月１日から  令和３年３月31日まで | 979,500円 | 平成30年度　324,000円  令和元年度　325,500円  令和２年度　330,000円 | | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【地方自治法】  （長期継続契約）  第234条の３　普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。  【地方自治法施行令】  （長期継続契約を締結することができる契約）  第167条の17　地方自治法第234条の３に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。  【大阪府長期継続契約に関する条例】  （委任）  第４条　この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、知事が定める。  【大阪府長期継続契約に関する条例の運用】  ３　契約内容  (1)契約金額は、契約総額及び各年度の契約金額を記載すること（単価契約を除く）。  (3)長期継続契約は、債務負担行為を設定せずに、翌年度以降長期にわたって契約を締結できる制度であり、各年度における当該経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないことから、当該契約中に、「翌年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を必ず設けること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 北大阪高等職業技術専門校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが４件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 平成31年４月 | １名 | １件 | | 令和元年５月 | １名 | ２件 | | 令和元年６月 | １名 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 北部農と緑の総合事務所 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和元年９月６日 | 令和元年９月６日 | 令和元年９月６日 | 460円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月13日）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 北部農と緑の総合事務所 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、精算が遅延しているものが１件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | 東京都 | 令和元年６月14日 | 29,240円 | １人 | 令和元年７月22日 | | 検出事項について、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月13日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中部農と緑の総合事務所 | 借用財産について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間  借用料 | 借用期間 | | 土地 | 枚方市津田北町３丁目2924‐２ | 13.68㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地 | 無償 | （注１）  平30.４.１～平31.３.31  平31.４.１～令２.３.31 | | 土地 | 枚方市長尾東町１丁目4749 | 11.84㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地 | 無償 | （注２）  平30.４.１～平31.３.31  平31.４.１～令２.３.31 | | 土地 | 四條畷市大字下田原2222‐１ | 13.68㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地 | 無償 | （注３）  平30.４.１～平31.３.31  平31.４.１～令２.３.31 | | 土地 | 東大阪市日下町１丁目1669 | 11.84㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地 | 無償 | （注４）  平30.４.１～平31.３.31  平31.４.１～令２.３.31 | | 土地 | 東大阪市東豊浦町1638 | 18.06㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地 | 無償 | （注５）  平30.４.１～平31.３.31  平31.４.１～令２.３.31 | | 土地 | 交野市私市９丁目5022‐６、5022‐７ | 2710.51㎡ | 大阪府民の森ほしだ園地敷地 | 792,000円 | （注６）  平30.４.１～平31.３.31  平31.４.１～令２.３.31 |   （注１）公有財産台帳では借用期間が、「平２.11.９～平30.３.31」のまま放置されていた。  （注２）公有財産台帳では借用期間が、「平４.12.16～平30.３.31」のまま放置されていた。  （注３）公有財産台帳では借用期間が、「平４.４.１～平30.３.31」のまま放置されていた。  （注４）公有財産台帳では借用期間が、「平４.12.16～平30.３.31」のまま放置されていた。  （注５）公有財産台帳では借用期間が、「平５.１.11～平30.３.31」のまま放置されていた。  （注６）公有財産台帳では借用期間が、「平29.４.１～平30.３.31」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  ２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  　第３節　借用  　　府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 泉州農と緑の総合事務所 | 借用財産について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間  借用料 | 借用期間 | | 土地 | 泉佐野市日根野 | 27.00㎡ | 用水管埋設 | 無償 | （注１）  平29.４.１～令２.３.31 | | 土地 | 泉南市信達葛畑843‐１ | 143.66㎡ | 堀河園地園路用地 | 44,600円 | （注２）  平28.４.１～令３.３.31 |   （注１）公有財産台帳では借用期間が、「平26.４.１～平29.３.31」のまま放置されていた。  （注２）公有財産台帳では借用期間が、「平22.９.１～平28.３.31」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  ２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  　第３節　借用  　　府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

未着手の都市計画道路に係る先行取得用地の活用について　　　　　　　　　対象受検機関：都市整備部都市計画室計画推進課、交通道路室道路整備課、用地課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　都市計画道路に係る先行取得用地の現状  ○　都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安心で快適な都市生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路である。   * 都市整備部は、都市計画道路の建設に必要な用地について、現在は事業着手後に取得することとしているが、平成11年度に包括外部監査で長期保有地の解消等について指摘を受ける以前は、地価上昇を前提に、事業に先立った用地取得を推進していた。 * このため、令和２年６月現在、未着手の都市計画道路に係る先行取得用地が、139,071.52㎡存在している。このうち、最も古いものは昭和45年度の取得である。 * また、未着手の都市計画道路に係る先行取得用地の維持管理費は、18,942千円/年（令和元年度実績）となっている。   ２　先行取得用地の活用  ○ 都市整備部では、未着手の都市計画道路における先行取得用地について、府による活用、市等への貸付といった公共的、公益的な活用のほか、より有効に活用すべく一般への貸付（都市整備部土地（道路）活用事業）に取り組んでおり、令和２年６月現在の活用状況は下表のとおりとなっている。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 先行取得用地 |  | | | | | | 府利用 | 市等への貸付 | 公募貸付 | 公募準備中 | 未活用 | | 139,071.52㎡  （100％） | 13,377.85㎡  （9.6％） | 27,642.83㎡  （19.9％） | 11,453.00㎡  （8.2％） | 3,227.04㎡  （2.3％） | 83,370.80㎡  （60.0％） |   ３　都市整備部土地（道路）活用事業の概要  ○　都市整備部土地（道路）活用事業は、都市整備部が所管する道路等の事業予定地等について、公募により積極的に活用を図ることにより財源を確保し、もって道路等の維持管理等に充当することを目的としている。   * 具体的には、概ね５年以上道路事業に着手する予定がなく、土地の形状及び接道状況等から利用可能と考えられる土地を各土木事務所が用地課と事前調整の上で選定し、原則として６月、11月及び2月に公募を実施した上で、1年更新（最長５年）の貸付を行っている。 * 先行取得用地の公募貸付による収入額は58,592千円/年（令和元年度実績）となっている。   ４　未活用となっている先行取得用地の更なる活用に向けたニーズの拾い上げ  （現状）  ○　令和２年６月現在の未活用地（83,370.80㎡）の中には、接道していないもの、傾斜地、交通安全上危険等の悪条件の土地が多く含まれているが、更なる活用に向け、都市整備部では内部検討を行ってきた。その結果、これまで利用可能性が無い若しくは低いと考え公募を見合わせていた又は公募は実施したが落札に至らなかった面積長大地や不整形地について、今後、部分的な貸付けを行っていくとしている。  （課題）  ○　一方、他部局に対し、先行取得用地が何らかの施策事業に活用できないかといった観点から、働きかけや照会を行うといった取組は行われていない。  ○ また、公募用地の選定にあたり、個々の先行取得用地についてニーズを拾い上げ又は活用の可能性を探るため、住民、地域団体、NPO等から広く活用意向又は活用のしかたについて意見や提案を受けるといった取組は行われていない。 | 都市整備部では、未着手の都市計画道路に係る先行取得用地の有効活用を図るため、公共的、公益的な利用のほか公募による一般への貸付に取り組んでいるが、接道していないもの、傾斜地、交通安全上危険等の悪条件の土地が多く含まれており、令和２年６月現在で未活用のものが83,370.80㎡ある。  これらの未活用地の更なる活用に向け、都市整備部は部内において検討を行ってきたが、他部局に対し何らかの施策事業に活用できないかといった働きかけや照会等は行っていない。  また、公募用地の選定にあたり、広く住民、地域団体、NPO等から活用意向又は活用のしかた等について提案や意見を受けるといった取組は行っていない。 | 未着手の都市計画道路に係る先行取得用地が何らかの施策事業に活用できないかといった観点から、他部局に対し働きかけや照会を行う等、先行取得用地の活用検討及び活用が全庁的に展開されるよう取り組まれたい。  また、個々の土地に対するニーズ又は活用の可能性について広く住民、地域団体、NPO等から意見や提案を受けることについて検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和２年10月15日、事務局：令和２年８月19日）

行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田土木事務所 | 行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料が納付されていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 種別・数量 | 使用許可期間 | 年間  使用料 | 納付日 | | 電力供給 | 電柱１本 | 平成31年４月22日から  令和４年３月31日  まで | 2,700円 | 平成31年４月25日 | | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【行政財産使用料条例】  （納付の時期）  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 鳳土木事務所 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものが４件あった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和元年７月11日 | 令和元年７月９日 | 令和元年７月９日 | 530円 | | 令和元年12月４日 | 令和元年12月３日 | 令和元年12月３日 | 780円 | | Ｂ | 令和元年７月29日 | 令和元年７月26日 | 令和元年７月26日 | 360円 | | Ｃ | 令和元年11月19日 | 令和元年11月19日 | 令和元年11月19日 | 410円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日）

通勤手当の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 岸和田土木事務所 | 令和元年度に支給した通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが２件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 精算対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 戻入すべき額 | | Ａ | 令和元年７月から同年８月まで | 148,880円 | 108,680円 | 40,200円 | | Ｂ | 令和元年７月から同年８月まで | 31,100円 | 25,160円 | 5,940円 | | 【職員の給与に関する条例】  （通勤手当）  第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  ２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  【職員の通勤手当に関する規則】  （支給対象期間）  第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  （支給方法等）  第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）  【職員の通勤手当に関する規則の運用について】  第４条関係  １　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。  　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手段に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員の給与に関する条例】  （通勤手当）  第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  ２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  【職員の通勤手当に関する規則】  （支給対象期間）  第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  （支給方法等）  第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）  【職員の通勤手当に関する規則の運用について】  第４条関係  １　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月29日）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 岸和田土木事務所 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが３件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | 大阪府 | 令和元年８月15日  から同月16日まで | 380円 | １人 | 令和２年４月８日 | | 奈良県 | 令和元年11月８日 | 760円 | ２人 | 令和２年４月８日 | | 大阪府 | 令和２年２月17日  から同月18日まで | 1,210円 | １人 | 令和２年４月８日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月29日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 岸和田土木事務所 | 備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 繊維類 | 繊維類 | 昭和47年1月25日 | 34.65㎡ | 117,810円 | | カーペット | | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月29日）

大阪府営住宅の管理運営業務契約の不備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：住宅まちづくり部住宅経営室、公共建築室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １．府営住宅における指定管理者制度について  （１） 指定管理者制度について  ・指定管理者制度とは、地方自治法第244条の２の規定により、公の施設の管理権限を当該指定を受けた者に委任するもの  ・指定管理者は処分に該当する使用許可を行うことができることとされ、自治体は、設置者としての責任を果たす立場から指定管理者を監督することになる。  ・指定管理者は、公の施設の管理権限を委任され、条例の定めにより使用許可も可能となるが、設置者である自治体の責任で行うべき基本的な利用条件の設置は、管理の基準として条例で定められる。  （２）大阪府営住宅の指定管理の状況について  ・大阪府営住宅においては、民間の能力を活用し、入居者サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ることを目的に平成22年度から公募による指定管理者制度を導入  ・大阪府営住宅を11地区に分け、平成26年度５地区、平成28年度６地区の２年度に分けて、指定管理者の公募を実施（令和元年度末時点）。  （３）大阪府営住宅条例における指定管理者の業務について  ・大阪府営住宅条例の第３章「公営住宅の管理」（第４条～第23条の２）において、入居手続や家賃収納等の業務を明記。また、第55条において、指定管理者の業務を規定している。  **大阪府営住宅条例**  (指定管理者による管理)  第55条　知事は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、府営住宅又は共同施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。  １　第39条において準用する第５条第１項の募集その他の特定公共賃貸住宅又は地域特別賃貸住宅(以下「特定公共賃貸住宅等」という。)の利用に関する業務  ２　府営住宅又は共同施設の維持及び補修に関する業務  ３　前２号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務  ２．管理運営業務について  （１）管理運営業務の内容について  　・大阪府営住宅指定管理者募集要項に記載されている業務内容は、以下のとおり  　　ア　入居者の公募並びに入居及び退去の手続に関する業務  イ　入居者等への指導及び連絡に関する業務  ウ　家賃等の収納に関する業務  エ　施設管理に関する業務（施設の維持修繕、施設の保守点検）  オ　駐車場の管理運営に関する業務  カ　災害、事故、夜間等非常時の対応（被害調査・報告、応急措置）  キ　上記に付随する業務及びその他府営住宅等の管理運営に関する業務  （２）参考価格及び提案価格に含まない業務について  ・管理運営業務のうち、「参考価格及び提案価格に含まない業務（以下「別途業務」という。）」として、以下の16業務が大阪府営住宅指定管理者募集要項及び大阪府営住宅業務仕様書に示されている。   1. 請書等のＰＤＦ化業務（地位承継） 2. 高額所得者明渡請求等補助業務 3. 空家修繕時の計画修繕未施工住戸に係る計画修繕業務 4. 東日本大震災被災者向け大阪府営住宅に設置済の網戸・エアコンの撤去業務 5. 平成30年度に発生した、大阪北部を震源とする地震及び台風21号の被災者受け入れ住宅に設置済の風呂・網戸の撤去等業務 6. 建替事業等に伴う空家閉鎖等業務 7. 建替事業等に伴う空家修繕業務 8. 住戸内バリアフリー化業務 9. 車いす常用者世帯向け改善事業 10. 団地内バリアフリー化業務 11. 駐車場の巡回等業務 12. 放置車両の撤去業務 13. 駐車場の維持修繕業務 14. 処分予定地の維持修繕等業務（人件費及び事務費についても別途措置） 15. 災害時の被災者支援に伴う空家修繕等業務 16. 建替え事業等に伴い新たに管理することとなった施設の保守点検業務   （３）指定管理者との契約について  ・公募により決定した11地区の指定管理者と平成27年４月１日付大阪府営住宅の管理運営業務契約書（守口市・寝屋川市・門真市地区）外４件と平成29年４月３日付大阪府営住宅の管理運営業務契約書（北摂①地区）外５件の大阪府営住宅の管理運営業務契約（以下「本体契約」という。）を締結（契約期間５年）  ・本体契約の経費は、人件費及び事務費と事業費から構成。この経費には、処分予定地の維持修繕等業務以外の別途業務の人件費及び事務費が含まれた契約となっている。  　・別途業務の事業費については、本体契約の契約書第８条第１項後段において、「甲（大阪府）は、管理運営業務のうち、「大阪府営住宅指定管理者募集要項」において示す参考価格に含まれない業務に要する費用については、当該業務実施の必要に応じ、各年度の予算の範囲内において、別に締結する契約で定めるところにより、別途、乙（指定管理者）に委託料を支払う」と規定されており、本体契約とは別に契約し、経費を負担  ３．別途業務について  （１）別途業務の契約について  　・別途業務の事業費については、指定管理者公募の地区ごとに「大阪府営住宅の空家閉鎖等業務」（公共建築室住宅設計課）、「大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務」（住宅経営室施設保全課）の２契約（以下「別途業務契約」という。）を締結  ・別途業務契約については、「指定管理者公募時の募集要項、公募に基づく指定管理者の指定及び既に締結された管理運営業務委託契約の内容に鑑み、委託先を指定管理者以外とすることはできない」との理由により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結  ・「大阪府営住宅の空家閉鎖等業務」の契約には、別途業務のうち、２（２）の⑥⑦⑭の業務が含まれ、契約書には、業務名として「建替事業に伴う空家閉鎖等」「建替事業に伴う空家修繕」「処分予定地の維持修繕等」を記載  ・「大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務」の契約には、別途業務のうち、２（２）の③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯の業務が含まれ、契約書には、業務名として「駐車場の維持修繕等関連」のみ記載。⑬以外の業務名は記載されていない。  ・「大阪府営住宅の空家閉鎖等業務」と「大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務」で重複する⑥⑦⑭の業務についての配分等は契約書で確認できない。  ・契約書等で明記されていない「不動産価格等調査」「地積測量図作成業務」「分筆及び登記業務」「埋設物調査業務」「アスベスト調査業務」「残置物処分等業務」の業務を個別の業務依頼書により発注している。  ※別途業務のうち、２（２）の①②の業務については、契約されていない。  （２）別途業務契約の契約額の価格検証について  ・別途業務契約の委託料については、毎年度それぞれの地区の想定事業量や実績額等を踏まえ、予算の範囲内で府が算出した額を上限として契約  　・「見積に基づき決定されるという性質のものではなく、大阪府において措置された予算に基づくものであり、当該予算については、府HPにおいて公表されていることから、当該委託料の価額については、周知が図られていると言える」との理由により、財務規則の運用第62条関係第４項第７号（※）の規定を根拠として見積書の徴取を省略  　　　（※）第２項第１号（特定の者でしかできない）又は第２号（同一の品質等で業者により価額が異ならないもの）に該当し、価額が周知されているもの  ・別途業務契約においては、契約前に契約金額が妥当であるかについて、価格検証を行っていない。  **大阪府財務規則の運用第62条関係**  ２　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として２人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。  **大阪府随意契約ガイドライン**  随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうとすべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。  **随意契約における価格検証について【契約局の見解】**  ・予定価格は、府が契約を締結する場合において、その契約金額を決定する基準となる価格であり、随意契約においても設定すべきもの  ・随意契約を行う場合は、原則として２人以上の者から見積書を徴し予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出した者など、適正な価格を契約額とする。また、比較見積を省略する場合は、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、適正と認められる価格を契約額とする。  ・予定価格は、契約を行うにあたって、適正な価格とするための基準を定めるものであり、予算額とは別に設定するもの  ・契約を行う場合は、予定価格を設定し、価格検証を行うものであり、契約前に予定価格を定めず、契約後に価格検証を行うことは適当でない。  （３）別途業務契約の執行について  　・別途業務契約の執行においては、本体契約と異なり、発生した個別業務ごとに業務依頼書により、その都度指定管理者へ指示  　・業務依頼書で指示する際、指定管理者が業者から徴取した見積書（１者）を添付しているが、この段階でも価格検証を行っていない。  ・指定管理者への業務依頼は、指定管理者単位ではなく、原則、団地単位で依頼  ・指定管理者が府から指示を受けた業務の工事等発注については、指定管理者が受注業者を決定し、実施  ・業務完了後、検査  ・個々の検査完了後、要した費用について支払  ・価格検証については、業務完了後の検査において、個別業務の発注金額が過去の実績額を勘案し適当な額であるかの価格検証を行っているとしている。  ・個別の業務依頼の手続については、契約書等には規定していない。  ・本体契約締結前に、履行に必要な事務処理等について説明し、その中で業務フローや依頼文書様式等を示しているとしている。  （４）業務依頼の遡りについて  ・下記のとおり業務依頼に際し、依頼日を遡っている事例があった。  **依頼日を遡っている事例**  業務依頼例１：アスベスト含有調査業務   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 依頼番号 | 依頼内容 | 概算金額(円) | 遡った依頼日 | 分析結果報告書提出日 | 決裁日 | | ① | 公建住設第2321号 | 大阪府営原山台３丁住宅  アスベスト含有調査業務をお願いします。 | 4,514,400 | R1.9.4 | R1.10.31 | R1.11.15 | | ② | 公建住設第2322号 | 大阪府営高倉台第３住宅  アスベスト含有調査業務をお願いします。 | 1,803,600 | R1.9.4 | R1.10.14 | R1.11.15 | | ③ | 公建住設第2323号 | 大阪府営晴美台第４住宅  アスベスト含有調査業務をお願いします。 | 2,689,200 | R1.9.4 | R1.10.30 | R1.11.15 | | ④ | 公建住設第2324号 | 大阪府営槇塚台第１住宅  アスベスト含有調査業務をお願いします。 | 2,689,200 | R1.9.4 | R1.10.31 | R1.11.15 |   業務依頼例２：空家閉鎖業務   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 依頼番号 | 依頼内容 | 概算金額(円) | 遡った依頼日 | 工事開始日 | 決裁日 | |  | 公建住設第2642号 | 大阪府営古市住宅  閉鎖対象住戸：１棟から15棟まで、37棟から67棟まで82棟から87棟まで、89棟から91棟まで及び103棟から117棟まで | 485,740 | R1.4.8 | R1.4.8 | R2.1.29 |   業務依頼例３：吹田古江台住宅における開発協議業務   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 依頼番号 | 依頼内容 | 概算金額(円) | 遡った依頼日 | 工期 | 決裁日 | |  | 公建住設第1902号 | 大阪府営吹田古江台住宅  標記住宅について、依頼内容のとおり作業をお願いします。 | 496,800 | R1.8.1 | R1.8.1～R1.8.14 | R1.8.30 | | ② | 公建住設第1903号 | 大阪府営吹田古江台住宅  標記住宅について、依頼内容のとおり作業をお願いします。 | 496,800 | R1.8.8 | R1.8.15～R1.8.30 | R1.8.30 |   （５）バリアフリー化に関する業務について  ・バリアフリー化に関する業務の内容  「住戸内バリアフリー化業務」既存府営住宅の住戸内のバリアフリー化（手すり設置、床段差の解消など）を行う。  「車いす常用者世帯向け改善事業」既存府営住宅の住戸を車いす常用者住戸に改善する。  「団地内バリアフリー化業務」団地敷地内の屋外主要通路や住棟アプローチ部分の段差解消や手すりの設置等を行う。  （以上３業務について、以下「バリアフリー化業務」という。）  ・バリアフリー化業務については、大阪府営住宅業務仕様書で「各年度の対象住宅、実施内容、計画数量、事業予算額は、毎年度当初までに府が提示し、指定管理者と契約する」とされているが、年度当初に計画通知書により団地名は指定管理者に示しているものの、事業予算額等が年度当初までに提示されず、年度途中に「大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務」の変更契約が行われている。  ・変更契約書では、金額のみ増額しており、追加したバリアフリー化業務について、業務名はもとより、対象住宅、実施内容、計画数量等は記載されていない。  　・指定管理者が発注する工事業者等との契約方法は、公募時の大阪府営住宅業務仕様書において、「大阪府財務規則等の府の会計基準に準ずる方法で入札を実施し、工事業者を選定すること」と規定  　・これを受け、指定管理者は、以下の手続により、入札を行っている。   1. 各指定管理者がホームページ上に入札公告等を掲載。入札書の提出は書留郵便による郵便局留 2. 開札日に指定管理者職員が郵便局で入札書を受理する際、府職員も立会 3. 開札は、入札担当者以外の指定管理者職員が実施。開札には入札に参加した各者１名まで傍聴可 4. 入札結果は府に報告するとともに指定管理者ホームページで公表 5. 業務完了後、府が指定管理者に対して検査を実施する際に、入札にかかる書類一式を確認   上記手続について、契約書等に規定していない。  **委託役務業務仕様書作成のポイント**  **２　仕様書の目的**  ・地方公共団体の契約は、公共の福祉を実現するための手段として、公正で確実に効果的に目的が達成されることが必要です。  ・入札や随意契約に関わりなく、適正な契約を締結するためには、発注者が仕様書を通じて、求める業務内容や範囲を、受注者に正確に伝える必要があります。  ・受注者は仕様書に書かれたことしか履行の義務を負いません。  ・履行してほしいことは漏れなく仕様書に書き込むことが必要です。  ・受注者は仕様書を基に積算し見積もりすることから、不明瞭な仕様書は競争性を阻害し、要求した業務履行がなされない、想定外の費用の発生など、契約上のトラブルの原因となります。  ・後日のトラブルを未然に防ぐために、適正な仕様書が必要です。  ・随意契約であっても、仕様書には詳細な記載が必要です。  （６）指定管理者が行う管理運営業務の範囲について  ・指定管理者に行わせることができる業務は、大阪府営住宅条例第55条において、府営住宅又は共同施設の管理に関する業務のうち、府営住宅又は共同施設の維持及び補修に関する業務等とされているが、別途業務契約には、原状回復させるための維持補修ではなく、施設機能を付加させる改修・整備に関するバリアフリー化業務が含まれている。また、処分予定地の維持修繕等業務では、個別の業務依頼書により、土地の商品化を進める「埋設物調査業務」「残置物処分等業務」等の業務を発注している。 | １　別途業務契約の締結の際、見積省略理由に該当しないにも関わらず、府の予算額公表をもって、価額が周知されていると誤った認識で見積書を省略していた。  また、契約締結の際、契約額が適当であるかの価格検証を行わず、個別の業務依頼の際にも、価格検証が行われていなかった。  業務完了後に価格検証を行っているとするが、契約時や依頼時に価格交渉していない以上、相手方の言い値で業務を実施しているとの疑義を持たれかねない状況にある。  ２　個別の業務依頼に際し、組織としての正式な意思決定手続を経ずに指示し、依頼日を遡って業務依頼書を発出している事務処理が多数確認された。  ３　別途業務契約には、別途業務のうち４業務しか明記されておらず、別途業務として契約書等に明記されていない業務も個別の業務依頼書により発注されている。  また、個別の業務依頼方法やバリアフリー化業務における入札業務等、契約執行手続が契約書等で定められていない。  別途業務契約において、相手方に求める業務内容や契約執行手続が明確となっていないことから、府が求める業務の履行や履行確認が不十分となるおそれがある。  ４　指定管理者の業務は、大阪府営住宅条例第55条において「府営住宅等の管理に関する業務のうち、維持及び補修に関する業務等」と規定されているが、別途業務契約において、次の各業務が発注されている。  (１)施設機能を付加させるバリアフリー化業務  (２)処分予定地の維持修繕等業務として、埋設物調査業務等の土地の商品化を進める業務  しかしながら，条例上、これらの業務が府営住宅の指定管理者の管理に関する業務に該当するとは直ちに読み取れない。  ５　別途業務契約では、上記のとおり、合規性及び契約における競争性・公正性・透明性の確保の観点から、多くの不備が認められる。  また、対象業務内容と数量を具体的に定めず予算額を上限に契約し、発生した個別業務ごとに、契約書等で具体的に定めていない業務依頼手続により、価格検証を行わず、個別に指示し業務を実施しており、全体として、契約締結及び契約執行上、適切な統制が働いていない。 | １　別途業務契約について、財務規則に基づき、見積書を徴取するよう事務処理を是正するとともに、業務発注時において、相手方と価格交渉を行うなど、府として適正な価格検証を行ったうえで、適切な契約締結手続を行われたい。  ２　事務決裁規程に基づき、組織としての意思決定手続を行ったうえで業務依頼を実施するよう、事務処理を速やかに是正されたい。  ３　契約書等において、相手方に求める業務内容を明確に記載するとともに、契約書等において、契約執行手続についても定められたい。  　また、定めた業務内容と契約執行手続をもとに、指定管理者の業務履行確認を行われたい。  ４　バリアフリー化業務及び土地の商品化を進める業務を含む処分予定地の維持修繕等業務について、条例で規定する指定管理者の業務として発注することに適した内容であるか点検し、必要に応じて措置を講じられたい。  ５　別途業務契約について、合規性及び契約における競争性・公正性・透明性を確保するとともに、契約締結及び契約執行上、適正な統制が働くよう、関係部局とも調整し、契約のあり方について、抜本的な見直しを行い、客観的・外形的に検証できるような仕組みにされたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和２年11月19日、事務局：令和２年８月７日）

契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 渋谷高等学校 | 下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。  　授業アンケートシステム運用業務委託（46,344円）  　・個人情報取扱作業責任者届（仕様書「６　個人情報の保護」関係　個人情報取扱特記事項第３） | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月６日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 渋谷高等学校 | 管内出張について、帰着が勤務公署から自宅へと変更になったが、変更に伴う必要なシステム登録がされず、変更前の経路で旅費が支給されたため、過払いとなっているものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 既支給旅費額 | 正規支給旅費額 | 過払旅費額 | | Ａ | 令和２年３月23日 | 1,320円 | 1,100円 | 220円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月６日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 茨木西高等学校 | 職員が物品購入のため、購入先店舗へ出張していたが、旅行命令等の手続を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 出発地 | 目的地 | 用務 | | Ａ | 令和元年11月13日 | 茨木西高等学校  （茨木市紫明園） | 高槻市城西町 | 物品購入 | | Ｂ | 令和２年１月６日 | 茨木西高等学校  （茨木市紫明園） | 大阪市都島区  ～  吹田市朝日町 | 物品購入 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【職員の旅費に関する条例】  （旅行命令等）  第４条　旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。  ２　旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。  【旅費事務の手引】  ３ 旅費の手続き  旅行命令等の手続きは旅費システムで行うこととする（海外出張や赴任旅費などシステムで処理できないものについては、現行の旅行命令簿の様式により紙で処理する。）。  〔管内出張の場合〕  ○ 職員が入力した「旅行命令簿兼精算旅費内訳」の内容を上司（直接監督責任者）が確認し決裁処理を行う。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月９日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 吹田東高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載していないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | １枚 | 一時避難地・避難所標識 | 免除 | 平31.４.１～令６.３.31 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月20日）

経費支出手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 三島高等学校 | タクシーチケットの管理にあたっては、庁内の｢タクシーの使用基準｣において、所定のタクシー使用簿を備えおくことが定められている。  また、経費の支出命令にあたっては、請求書とともにタクシー使用簿の写しを添付することと定められている。  ところが、所定のタクシー使用簿を使用しておらず、所属独自の使用簿により管理しており、経費の支出命令にも添付していなかった。 | 【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可又は貸付状況）  第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可又は貸付状況）  第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可又は貸付状況）  第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  ｢タクシーの使用基準｣に基づき、所定のタクシー使用簿を使用し、適正に管理・執行されたい。  【会計事務にかかる執行基準等の改正について（通知）】  平成19年９月25日付け　財第2285号　総務部財政課長通知  （タクシーの使用基準）  ３　タクシー使用簿  所属長等は、タクシーの使用状況を明らかにするため、別添のタク  シー使用簿を備えておかなければならない。  ４　経費の支出  ⑴ 経費の支出命令にあたっては、請求書とともにタクシー使用簿の写しを添付すること。  ⑵ 経費支出に係る年度区分は、タクシーの使用があった日の属する年度とする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月22日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 三島高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 給品部　7.09㎡  卓上型公衆電話  １台 | 生徒・教職員の福利厚生 | 17,380円 | （注１）  平30.４.1～令５.３.31 | | 建物 | 食堂　117.22㎡  自動販売機２台 | 生徒・教職員の福利厚生 | 434,060円 | （注２）  令２.４.1～令７.３.31 |   （注１）公有財産台帳では許可期間が、「平26.４.１～平30.３.31」のまま放置されていた。  （注２）公有財産台帳では許可期間が、「平27.４.１～平32.３.31」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月22日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 三島高等学校 | 食堂業者に対して貸し付けている下記の物品について、貸付けの決定及び契約の締結に関する事務処理を行わずに貸付けを行っていた。   |  |  | | --- | --- | | 品名 | 数量 | | ガステーブルレンジ、シンク付ダストシャワー、  食器消毒保管庫ほか | 29 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】  （普通財産の貸付け等）  第４条　普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他知事が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。  （物品の譲渡及び貸付け）  第６条  ２　第４条第１項の規定は、物品を貸し付ける場合にこれを準用する。  【大阪府財務規則】  （物品の貸付け及び交換）  第85条　物品管理者は、物品を貸し付け、又は交換することができる。  （物品の貸付期間）  第86条　物品の貸付期間は、１年以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月22日）

通勤手当の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 寝屋川高等学校 | 所属は、ＪＲおおさか東線新大阪－放出間新線開業に伴う通勤手当について、所属職員の通勤認定を確認し、新設される駅を利用することが「最も経済的かつ合理的」と判断される場合は、該当する職員に申請を促し、認定経路の変更を行わなければならないが、変更が行われていないものが１件あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 通勤手当認定 | 算定基礎となる交通機関等の利用区間 | 通勤手当額  （６ケ月） | | Ａ | 認定されていた経路 | ＪＲ　　鴫野～京橋  京阪　　京橋～寝屋川市 | 76,910円 | | 変更後の認定経路 | ＪＲ　　鴫野～ＪＲ野江  京阪　　野江～寝屋川市 | 74,590円 | | 【職員の給与に関する条例】  （通勤手当）  第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  ２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  【職員の通勤手当に関する規則】  （支給対象期間）  第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  （支給方法等）  第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）  【職員の通勤手当に関する規則の運用について】  第４条関係  １　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。  　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【職員の通勤手当に関する規則】  第５条　条例第14条第２項第１号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。  【ＪＲおおさか東線新大阪－放出間新線及び嵯峨野線「梅小路京都西」駅開業等に伴う通勤手当の取扱いについて（平成31年３月15日教職企第2488号教職員企画課長通知）】  職員が新設される駅を自宅最寄駅や勤務公署最寄駅として利用する場合や新線を経由する場合は届出が必要となりますので、該当する職員に届出を促していただきますようお願いします。また、所属職員の通勤認定を確認していただき、新設される駅や路線を利用することが「最も経済的かつ合理的」と判断される場合には、所属において認定経路の変更をお願いします。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月16日）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 寝屋川高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | 岐阜県 | 令和２年１月31日 | 30,720円 | ２人 | 令和２年３月18日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |   【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月16日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 寝屋川高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 64.80㎡ | 同窓会事務局 | 免除 | （注１）  令２.４.1～令３.３.31 |   （注１）公有財産台帳では許可期間が、「平31.４.１～平32.３.31」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月16日）

業者負担光熱水費の徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 勝山高等学校 | ブロック塀改修工事について、工事業者が使用した水道料金について負担を求めていたが、当該水道料金の積算について、工事竣工日の属する検針期間に該当する月額料金により積算すべきところを、工事竣工日が属さない検針期間に該当する月額料金で計算したため、徴収不足となっていた。     |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 工事期間 | 竣工日 | 誤  （既収納額） | 正 | 不足額 | | 令和元年６月19日から  同年９月30日まで | 令和元年９月30日 | 1,008円  （注１） | 1,118円  （注２） | 110円 |   　水道料金の検針期間  （注１）令和元年12月４日～令和２年１月５日  （注２）令和元年９月４日～令和元年10月２日 | 速やかに是正措置を講じるとともに、「食堂等の業者が負担する電気、ガス、水道料金の積算方法について（通知）」に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【食堂等の業者が負担する電気、ガス、水道料金の積算方法について（通知）（平成17年２月17日付け教委財第3160号）】  食堂等の業者が負担する光熱水費の積算方法　平成16年４月請求分から  使用器具等の使用（電力・ガス・水）量が親あるいは子メーターにて積算されていない場合  工事業者　使用器具等が接続する親メーターにより学校が支払う月額（電気・ガス・水）料金×工事期間中の月額使用（電力・ガス・水）量（KW・㎥・㎥）÷当該親メーターの表示する月間使用（電気・ガス・水）量（KW・㎥・㎥）  ※ここでいう月額料金とは、工事竣工日の属する検針期間に該当する月額料金とする。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月16日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 勝山高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが２件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 令和元年７月 | １名 | ２件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月16日）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 阿倍野高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが２件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | フィリピン | 令和元年７月27日～同年８月10日 | 233,950円 | ２人 | 令和元年10月28日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月17日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 阿倍野高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載していないもの及び更新を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 1,878㎠ | 災害時避難所開設時に避難者の通信確保を図る（通信ケーブル等の設置） | 免除 | （注１）  令２.４.１～令７.３.31 | | 土地 | φ25㎜×1.2ｍ | 給水管埋設 | 免除 | （注２）  平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 29.2ｍ | 公共下水管施設の  埋設 | 免除 | （注３）  平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 0.25㎡ | 道路反射鏡  （カーブミラー）  １基 | 免除 | （注３）  平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 0.365㎡ | 大阪市公共基準点  屋上接着１ケ所  地中埋設１ケ書 | 免除 | （注３）  平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 電話柱７本  支線３本  関西電力柱  共架７本 | 電話柱等の設置 | 25,500円 | （注３）  平30.４.１～令５.３.31 | | 建物 | 83.75㎡ | 食堂の営業 | 156,640円 | （注４）  平31.４.１～令４.３.31 | | 土地 | ４台 | 自動販売機の設置 | 69,200円 | （注４）  平31.４.１～令４.３.31 | | 土地 | ４本 | 関西電力柱共架 | 6,000円 | （注３）  平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | ２本 | 関西電力柱共架 | 3,000円 | （注５）  平30.６.18～令５.３.31 | | 土地 | 3.595㎡ | ポスター掲示場  として使用 | 免除 | （注５）  令元.６.14～令元.７.21 |   （注１）公有財産台帳では許可期間が、「平27.９.15～令２.３.31」のまま放置されていた。  （注２）公有財産台帳では許可期間が、「平25.10.30～平30.３.31」のまま放置されていた。  （注３）公有財産台帳では許可期間が、「平25.４.１～平30.３.31」のまま放置されていた。  （注４）公有財産台帳では許可期間が、「平25.４.１～平28.３.31」のまま放置されていた。  （注５）公有財産台帳に登載されていなかった。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載及び更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月17日）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 阿倍野高等学校 | １　平成31年３月４日付け大阪府指令阿高第266号による行政財産の使用許可について、  消費税法及び地方税法の改正による消費税率等の改正（令和元年10月１日施行（大阪府  公有財産規則の改正（令和元年10月１日施行）））に伴い必要となる年間使用料の額の変  更手続を行っていなかった。（表１）  　　また、当該行政財産の使用を許可された者（以下「使用者」という。）から許可内容  の変更（公衆電話の撤去）について、口頭で申出があったところ、これを口頭で承認し  たのみで行政財産使用許可書第10で定める変更の手続を行っていなかった。（表２）  　（表１）許可期間：平成31年４月１日から令和４年３月31日まで   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | | | 変更前 | 変更後 | | 建物 | 83.75㎡ | 食堂の営業 | 153,790円 | 156,640円 | | 土地 | ４台 | 自動販売機の設置 | 69,200円 | （注１）  変更なし | | 建物 | １台 | 公衆電話の設置 | 3,990円 | 4,070円 |   （注１）種別：土地の使用料に係るものは消費税の課税対象外。    （表２）公衆電話撤去に伴う変更後の許可内容   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | | 建物 | 83.75㎡ | 食堂の営業 | 156,640円 | | 土地 | ４台 | 自動販売機の設置 | 69,200円 |   　２　阿倍野警察署が設置している道路標識について、本来使用承認として事務手続を行うべきところ、これを使用許可の手続（行政財産使用許可書を交付）により行い使用を認めているものがあった。  　許可期間：平成30年４月１日から令和５年３月31日まで   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 手続 | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | | （誤） | 使用許可 | 土地 | ７本 | 標柱（道路標識） | 免除 | | （正） | 使用承認 | 土地 | ７本 | 標柱（道路標識） | 免除 | | 検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。  また、今後は行政財産の使用許可及び使用承認の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (定義)  第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  八　使用承認　他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【行政財産使用許可書】  第１０　使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、ま  たは許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするとき  は、事前に書面で申し出て、知事（又は大阪府公有財産規則第３  条により委任を受けた者）（以下「許可者」という。）の承認を受  けなければならない。  （行政財産使用変更許可書（様式）は「平成28年３月４日付け財  活第1925号」において通知されている。）  【大阪府公有財産規則の改正に伴う留意事項（令和元年８月６日付け財活第1410号）】（消費増税に伴う公有財産規則の改正に関する留意事項）  ３　使用許可及び貸付契約の変更  　　すでに施行日以後の使用料又は貸付料を定めている使用許可又は貸付契約で、使用料又は貸付料を変更する必要のあるものは、別紙１又は別紙２を参考に変更を行うこと。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月17日

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林高等学校 | １　出勤簿における出退勤記録について、早退ありとなっているものが２件あった。この２件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和元年８月16日 | 早退あり | 年休入力漏れ | | 令和元年９月26日 | 早退あり | 年休入力漏れ |   ２　週休日における時間外勤務命令について、当日の時間外勤務が不要となったが、当該日における時間外勤務命令の取消を行っていなかった。  　　また、当該職員は週休日における勤務実態がないにもかかわらず週休日の振替を取得していた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 時間外勤務命令を  行った週休日 | 振替取得日 | 原因 | | Ｂ | 令和元年６月22日 | 令和元年６月27日 | 時間外勤務命令の取消漏れ及び年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月19日）

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林高等学校 | 出勤簿を確認したところ、出退勤の記録がないものが２件あった。原因を調査すると、管内出張（宅発宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 | | Ａ | 大阪市 | 令和元年11月26日 | 880円 | | 大阪市 | 令和元年12月４日 | 880円 |   また、早退ありとなっているものが１件あった。原因を調査すると、管内出張（宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 | | Ａ | 松原市 | 令和２年２月４日 | 1,010円 | | 検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて職員に周知徹底すること。  また、所属のチェック体制を強化する等の措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月19日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが３件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 令和元年５月 | １名 | １件 | | 令和元年６月 | １名 | １件 | | 令和元年７月 | １名 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月19日）

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| りんくう翔南高等学校 | 定期健康診断の管内出張について、職員が誤って職務専念義務免除申請としてシステム登録を行い、決裁権者が誤って承認していた。そのため、管内出張に係る旅費も未払いとなっていた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 | | 大阪市中央区 | 令和元年９月６日 | 1,680円 | | 検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、健康診断における服務の取扱いについて職員に周知徹底すること。  また、所属のチェック体制を強化する等の措置を講じられたい。  【府立学校職員健康診断実施要項】  ８　健康診断受診に伴う服務の取扱い  ○健康診断受診に伴う服務の取扱いについては、次のとおりとする。  　ただし、この取扱いは指定健診機関を受診する場合に限る。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 健康診断の種類 | 検査項目等 | 服務の取扱い | | 定期健康  診断 | ○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、血液検査、聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査 | 出張 ＊指定健診機関で受診すること | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月27日）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 柴島高等学校 | 物品購入伺書（支出負担行為）の決裁が、購入物品の納入後に行われていた。  １　購入物品　後期授業に係る教科書（金額55,745円）  ２　物品納入日　令和元年９月30日  ３　物品購入伺書の起案日　令和元年10月３日（支出負担行為額：55,745円）  ４　物品購入伺書の決裁日　令和元年10月３日 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月１日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 柴島高等学校 | 管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものが５件あった。  また、この５件について、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払いとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 | | Ａ | 大阪市淀川区 | 令和元年８月５日 | 300円 | | Ｂ | 奈良県奈良市 | 平成31年４月26日 | 2,280円 | | Ｃ | 奈良県奈良市 | 平成31年４月26日 | 520円 | | Ｄ | 奈良県奈良市 | 平成31年４月26日 | 1,900円 | | Ｅ | 奈良県奈良市 | 平成31年４月26日 | 1,880円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【職員の旅費に関する条例】  (定義)  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  ８　管内　府の区域内に在勤公署がある場合にあっては府の区域内の地域及び府に隣接する府県の区域内において人事委員会規則で定める地域をいい、府の区域外に在勤公署がある場合にあってはその在勤地内の地域をいう。  【職員の旅費に関する規則】  (管内の範囲)  第６条　条例第２条第１項第８号の規則で定める地域は、次の表の上欄に掲げる府県の区域内について、それぞれ同表の下欄に定める郡市の区域内の地域とする。   |  |  | | --- | --- | | 府県 | 地域 | | 奈良県 | 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡、磯城郡、高市郡、北葛城郡 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月１日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 柴島高等学校 | 職員が物品購入のため、購入先店舗へ出張していたが、旅行命令等の手続を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 出発地 | 目的地 | 用務 | | Ａ | 平成31年４月10日 | 柴島高等学校  （大阪市東淀川区柴島） | 大阪市中央区船場中央 | 物品購入 | | Ａ | 平成31年４月19日 | 柴島高等学校  （大阪市東淀川区柴島） | 大阪市中央区船場中央 | 物品購入 | | Ｂ | 令和元年９月20日 | 柴島高等学校  （大阪市東淀川区柴島） | 大阪市中央区天満橋京町 | 物品購入 | | Ａ | 令和元年９月25日 | 柴島高等学校  （大阪市東淀川区柴島） | 大阪市中央区船場中央 | 物品購入 | | Ｃ | 令和元年10月17日 | 柴島高等学校  （大阪市東淀川区柴島） | 大阪市北区天神橋 | 物品購入 | | Ｄ | 令和元年10月24日 | 柴島高等学校  （大阪市東淀川区柴島） | 吹田市岸辺新町 | 物品購入 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【職員の旅費に関する条例】  （旅行命令等）  第４条　旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。  ２　旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。  【旅費事務の手引】  ３ 旅費の手続き  旅行命令等の手続きは旅費システムで行うこととする（海外出張や赴任旅費などシステムで処理できないものについては、現行の旅行命令簿の様式により紙で処理する。）。  〔管内出張の場合〕  ○ 職員が入力した「旅行命令簿兼精算旅費内訳」の内容を上司（直接監督責任者）が確認し決裁処理を行う。 | |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月１日）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 柴島高等学校 | 下記の物件が学校の敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 物件名 | 数量 | | 駐輪禁止表示パネル | 15 | | 自転車駐車場案内図表示パネル | 10 | | 検出事項について、設置者を調査・確認のうえ、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法】  （行政財産の管理及び処分）  第238条の４  ７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。  【大阪府公有財産規則】  （管理の原則）  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  （使用許可の範囲）  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月１日）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 福井高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が行われていなかったものが２件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | 兵庫県明石市 | 令和元年７月25日 | 2,160円 | １人 | 令和元年11月８日 | | 兵庫県明石市 | 令和元年７月25日 | 1,600円 | １人 | 令和元年11月８日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  　一　旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月２日）

リース資産の計上誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大正白稜高等学校 | 下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが計上していなかった。  また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登録もされていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 借入件名 | アクティブラーニングルーム整備事業に伴う機器等の賃貸借 | | 借入金額 | 19,414,080円 | | 借入期間 | 平成30年１月16日から令和５年１月15日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳システムへリース資産として登録するとともに、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (5）リース資産  ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース資産を計上する。  【大阪府財務諸表作成基準の注解】  第15条　第５号関係  (1)　ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借契約を締結するもののうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約をいう。  (2)　重要性の乏しいものとは、リース期間が１年以内のリース取引又はリース契約１件あたりのリース料総額（維持管理費相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引をいう。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （その他の資産）  第20条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。  (1)　リース資産  ア　作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月15日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 箕面東高等学校 | １　管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものが１件あった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和元年９月６日 | 令和元年９月４日 | 令和元年９月５日 | 1,440円 |   ２　部活動指導の生徒引率用務について、旅費の支給対象となる公式戦への参加ではないにもかかわらず、管内旅費の支払いを行っているものが１件あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 用務内容 | 過払旅費額 | | Ｂ | 令和元年12月14日（注１） | 講習会へ部員引率・付添（注２） | 840円 |   （注１）週休日等に該当するが、勤務日の振替は行われていない。また、該当日には教員特殊勤務手当（部活動手当）が支給されている。  （注２）公式戦には該当しない。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について（通知）平成24年７月31日付け教委高第2149号】  ２　教職員による部活動指導の服務上の取扱い（別紙１）  （１）生徒引率（指導）を伴う場合  ①公式戦への参加  公式戦（文化部の公式の大会等を含む。）に参加する場合は、平日、週休日等を問わず、「公務」と同様に取り扱うこととする。  なお、本服務上の取扱いにおける「公務」とは、教育課程に基づく学校教育活動として、服務上、旅費の公費からの支出、公務災害基金への認定請求、週休日等（土曜日、日曜日、及び祝日等の勤務を要しない日）については勤務日の振替等も可能となるものである。  （別紙１）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  |  | 旅費の  公費  支給 | 教員特手勤務手当 | | 生徒引率（指導）を伴う場合 | ①公式戦への参加 | 可 | － | | ②勤務時間内の部活動指導 | 可 | － | | ③平日の勤務時間外の部活動指導 | － | － | | ④週休日等の部活動指導 | － | 対象 | | ⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導 | － | 週休日  対象 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月18日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 箕面東高等学校 | 30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが１件あった。   |  |  | | --- | --- | | 職員 | 診断書における休業期間 | | Ａ | 令和元年７月８日から同年９月13日まで（68日間） | | 検出事項について、今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。  【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】  （病者の報告等）  第31条　安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第４号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。  　一　病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員  　二　精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員  　三　心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月18日）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 教育センター附属高等学校 | 住吉警察署が設置している道路標識について、本来使用承認として事務手続を行うべきところ、これを使用許可の手続（行政財産使用許可書を交付）により行い使用を認めているものがあった。  許可期間：平成30年４月１日から令和５年３月31日まで   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 手続 | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | | （誤） | 使用許可 | 土地 | ２本 | 道路標識設置 | 免除 | | （正） | 使用承認 | 土地 | ２本 | 道路標識設置 | 免除 | | 検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。  また、今後は行政財産の使用承認の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (定義)  第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  八　使用承認　他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月21日）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 西野田工科高等学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、451,735円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、事務室空調機取替工事について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 平成27年度 | 事務室空調機取替工事 | （注１）497,880円 | 451,735円 |   （注１）契約金額497,880円は、費用相当額46,145円を含む。 | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 |

監査（検査）実施年月日（令和－年－月－日、事務局：令和２年12月22日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林中学校 | 出勤簿における出退勤記録について、遅参ありとなっているものがあった。本件、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和元年８月16日 | 遅参あり | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月19日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林中学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合は、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが３件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 令和元年５月 | １名 | ２件 | | 令和２年２月 | １名 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月19日）

通勤手当の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田警察署 | 所属は、職員が提出した通勤届に、支給要件を満たさない交通用具（自転車）の使用が含まれていたが、誤って認定したために通勤手当支給額に誤りが生じた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 過払支給期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払支給額 | | Ａ | 令和２年３月から  令和３年３月まで | 159,060円 | 133,060円 | 26,000円 | | 【職員の給与に関する条例】  （通勤手当）  第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  ２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  【職員の通勤手当に関する規則】  （支給対象期間）  第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  （支給方法等）  第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）  【職員の通勤手当に関する規則の運用について】  第４条関係  １　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。  　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員の通勤手当に関する規則】  (併用者の区分及び支給額)  第６条の３　条例第14条第２項第３号に規定する職員の区分及びこれに対応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。  １　条例第14条第１項第３号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自転車等の使用距離が片道２キロメートル以上である職員(その使用する自転車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ使用しているものであるものを除く。)及び自転車等の使用距離が片道２キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　運賃等相当額及び条例第14条第２項第２号に定める額の合計額 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月16日）